別表中

「

一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の五	一〇〇分の一〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の五	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の一〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の五	一〇〇分の五	一〇〇分の〇	一〇〇分の五	一〇〇分の一〇	一〇〇分の五	一〇〇分の五	一〇〇分の五	一〇〇分の二〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の一〇	一〇〇分の五

を

「

一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の五	一〇〇分の一〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の五	一〇〇分の一〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の一五	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の五	一〇〇分の五	一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の二五	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の一〇	一〇〇分の五

に改める。

一〇〇分の五	一〇〇分の〇	一〇〇分の二〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の一〇	一〇〇分の二五

」

「

一〇〇分の五	一〇〇分の五	一〇〇分の二五	一〇〇分の〇	一〇〇分の一〇	一〇〇分の二五

」

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第八十七号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定に基づき、政党交付金の交付を受けようとする政党の平成二十二年一月一日現在における届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十八日

総務大臣　原口　一博

一　改革クラブ　　届出年月日　平成二十二年一月十三日

(一)　政党の名称　改革（かいかく）クラブ　（略称　改革（かいかく））

(二)　主たる事務所の所在地　東京都千代田区平河町二—一六—五

	氏名	住所	生年月日	選任年月日
(三)　代表者	渡辺　秀央	新潟県三条市東三条二—三—一三	昭和九年七月五日	平成二十一年十月十六日
(四)　会計責任者	辺見富士子	東京都中央区日本橋中州六—四	昭和二十四年三月三十日	平成二十一年十月十六日
(五)　会計責任者の職務代行者	渡辺　祐介	新潟県三条市東三条二—三—一三	昭和三十六年五月二十五日	平成二十一年十月十六日
(六)　会計監査を行うべき者	石月　良典	新潟県三条市東新保一〇—四〇—三	昭和三十一年十月二十八日	平成二十一年十月十六日

(七)　所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日
中村喜四郎	茨城県猿島郡境町一七二八	衆議院議員 茨城県第七区	平成二十一年八月三十日

同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員の通常選挙において選出された者は

○